



# 水洗化等改造補助金制度

町では、1日でも早く下水道の供用開始区域の皆さんに水洗化改造工事と排水設備改造工事を行っていただき、快適な生活をしていただくために「水洗化等改造補助金制度」と「水洗化等改造資金貸付制度」を設けています。

## ●水洗化等改造補助金制度とは

トイレの水洗化や排水設備の改造を全額自己資金により行なった場合に町より補助金を交付します。

## ●補助金の額

1▶ 既設の住宅などで水洗トイレに改造した場合(排水設備の改造を含む)

● 供用開始の日から**1**年以内に工事をした場合

トイレ1基の場合	60,000円
トイレ2基の場合	90,000円

● 供用開始の日から**2**年以内に工事をした場合

トイレ1基の場合	50,000円
トイレ2基の場合	75,000円

● 供用開始の日から**3**年以内に工事をした場合

トイレ1基の場合	40,000円
トイレ2基の場合	60,000円

2▶ 既設の住宅などで排水設備の改造をした場合

● 供用開始の日から**1**年以内に工事をした場合

排水設備のみ改造と浄化槽の廃止	50,000円
-----------------	---------

## ●補助の条件

- ▶ 補助対象期間内に改造工事を完成すること。
- ▶ 町税及び公共下水道受益者分担金を滞納していないこと。
- ▶ トイレ1基とは大便器と小便器各1個または大小兼用便器1個をいい、1戸につき2基を限度とします。
- ▶ 改造工事代金が補助金総額以内であるときは、その実費額までとなります。
- ▶ 供養開始後に新築された住宅等は対象になりません。

## ●補助金交付までの手続き

